

◎新潟県告示第847号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条（又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条）の規定により、指定介護老人福祉施設（又は指定介護療養型医療施設）の開設者から次のとおり指定の辞退の届出があった。

平成29年7月11日

新潟県知事 米 山 隆 一

施設の名称	所在地	開設者	届出の受理年月日	辞退年月日
富樫医院	新潟県燕市秋葉町1丁目2番23号	医療法人社団 富樫医院	平成29年6月26日	平成29年3月25日